

松阪市松浦武四郎誕生地条例

改正後				改正前			
(使用料の減免) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 別表第2 （第8条関係）				(使用料の減免) 第12条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 別表第2 （第8条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
		全日 午前9時30分から 午後4時30分まで	4時間未満			全日 午前9時30分から 午後4時30分まで	4時間未満
離れ	市民が利用する場合	4,050円	2,400円	離れ	市民が利用する場合	4,400円	2,200円
	市民以外が利用する場合	12,150円	7,200円		市民以外が利用する場合	6,600円	3,300円